

TOKYO働き方改革宣言

従業員がいきいきと働くことができるようにワークライフバランスの推進を目指して、働き方改革に全社的に取り組めます。

平成30年5月2日

松島労務管理事務所

目 標

働き方の改善

時間外労働一人あたり月平均20時間以下を目指す。

休み方の改善

全社員が積極的に休暇を取得できるような職場風土を作り、年次有給休暇取得率80%以上を目指す。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・定期的な管理職による面談を実施し、必要に応じて業務分担の見直しを検討する。
- ・いかなる場合も従業員ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも、9時間の継続した休息時間を与える。

休み方の改善

- ・管理職による声掛けなど、休暇を取得しやすい雰囲気を作る。
- ・労働者が誕生日や記念日等の特別な日を過ごすために休暇を請求したときは、年次有給休暇とは別にアニバーサリー休暇を1年につき1日与える。